

国協(海七) - 74 - 16

日・韓 大田職業訓練院設置に係る
実施調査団報告書

昭和49年9月

国際協力事業団

0
5
C

国際協力事業団	
受入 月日 '85. 7. 22	110
登録No. 11749	213
	SDC

110
213
SDC

は し が き

今般日本国政府は大韓民国労働庁の要請にもとづき、忠清南道大田市における職業訓練院の設置協力に係る具体的検討、調査のため、昭和48年8月の事前調査に引継ぎ、旧海外技術協力事業団長谷川海外事業部長を団長とする6名の調査団を昭和49年7月15日から同年7月30日までの間、大韓民国に派遣した。

本実施調査団は、滞在期間中に供与予定資機材リスト、訓練院建物及び付帯設備の基本レイアウト並びに訓練院建設及び運営に係る長期タイムスケジュール等の策定を行い、その結果として討議議事録の作成署名を行なった。本書はその報告であり、本報告書が今後の日韓大田職業訓練院運営の指針となり、更にわが国の技術協力及び大韓民国の経済、社会の発展に大きな成果をもたらすことを期待してやまない。

最後に本調査の任にあられた団長、団員及び同行の方々、調査団の派遣に協力いただいた外務省、労働省等関係機関、円滑な調査活動を進めるにあたって多大な御協力を賜った大韓民国労働庁忠清南道及び現地日本大使館の関係各位にこの機会を借りて深甚の謝意を表する次第である。

昭和49年 9月

国際協力事業団

社会開発協力部長 大野正夫

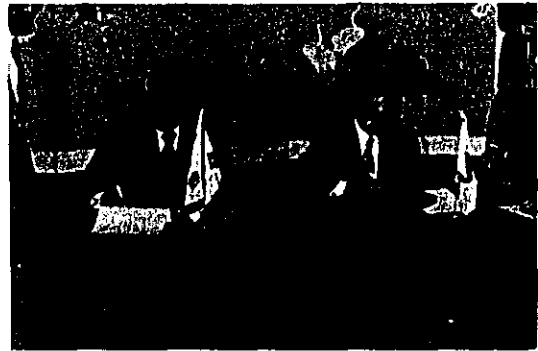
JICA LIBRARY



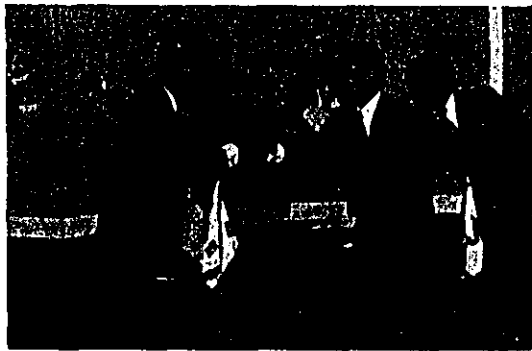
1048414[5]



ソウル市内於調査団一行（前例左から久一書記官
隈河団員、長谷川団長、炭山団員、後例左から徳
久団員、竹内団員、上西外務事務官、寺嶋団員）



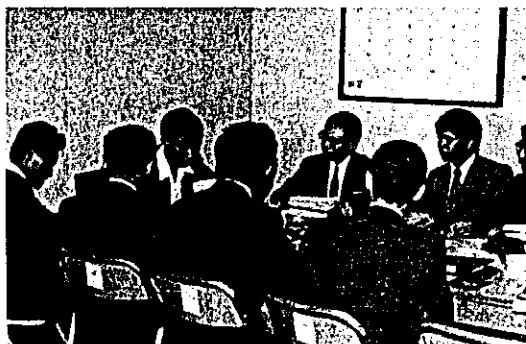
討議議事録署名（左 洪職業訓練局長、右
長谷川団長）



討議議事録署名（左 洪局長、右長谷川団長）



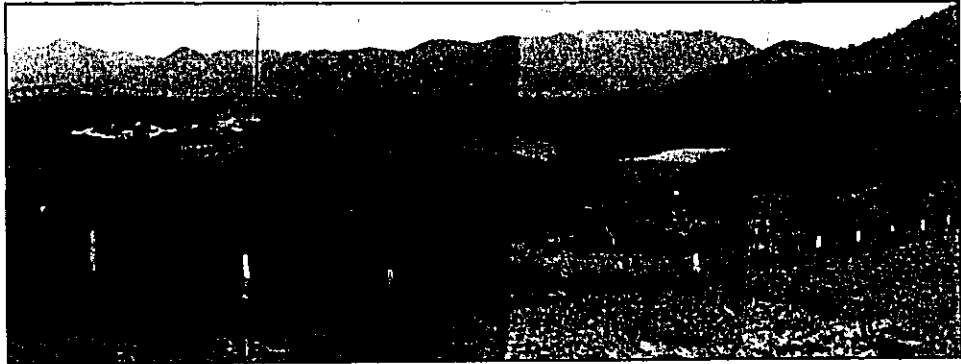
大韓民国労働庁前にて調査団一行（左より
長谷川団長、黒岩団員、寺嶋団員、炭山団員
久一書記官、竹内団員、朴技術協力課長、
隈河団員）



労働庁職業訓練局における打合せ



長谷川団長主催デナー（於ソウル東急ホテル）



目 次

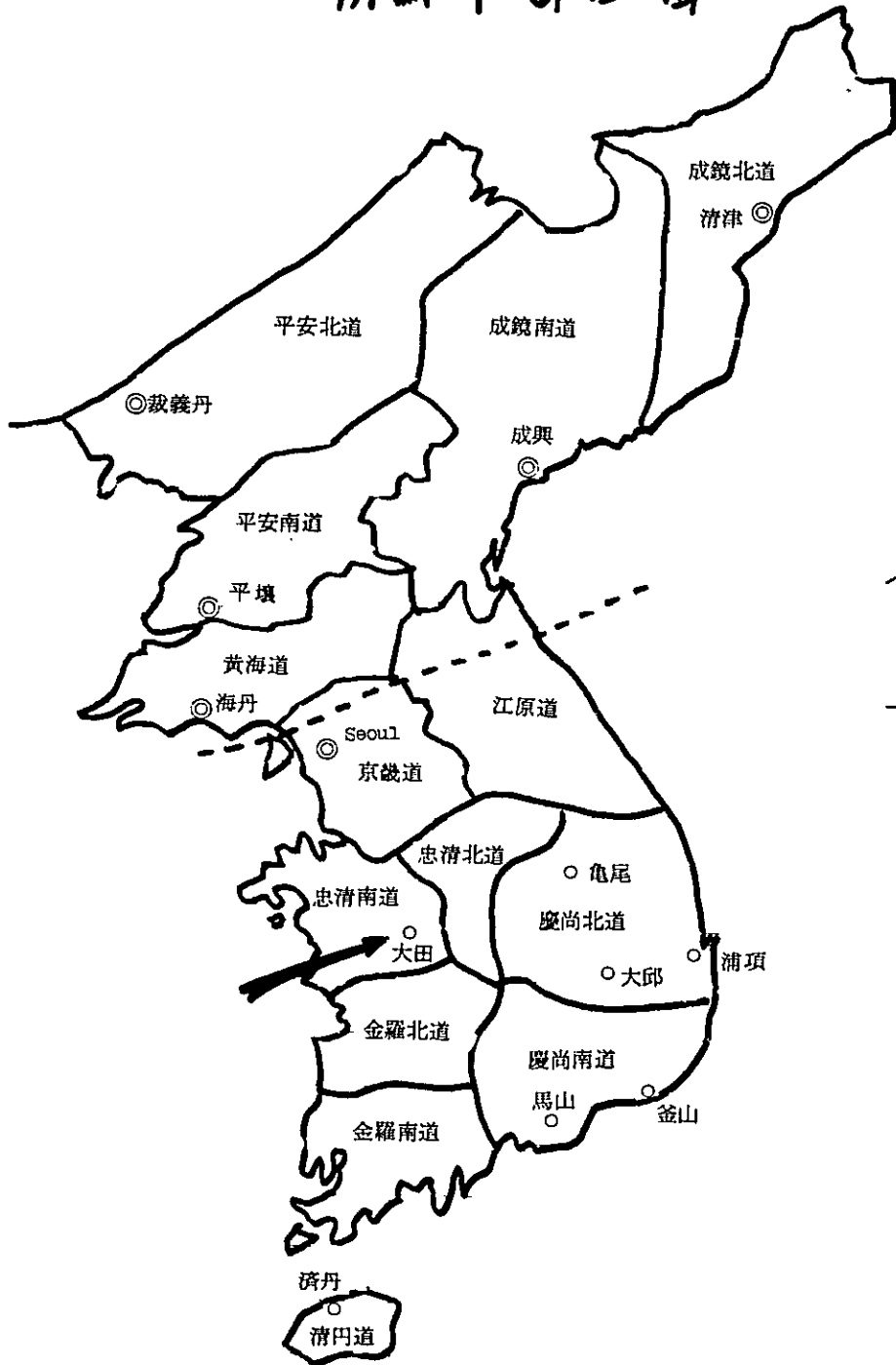
は し が き

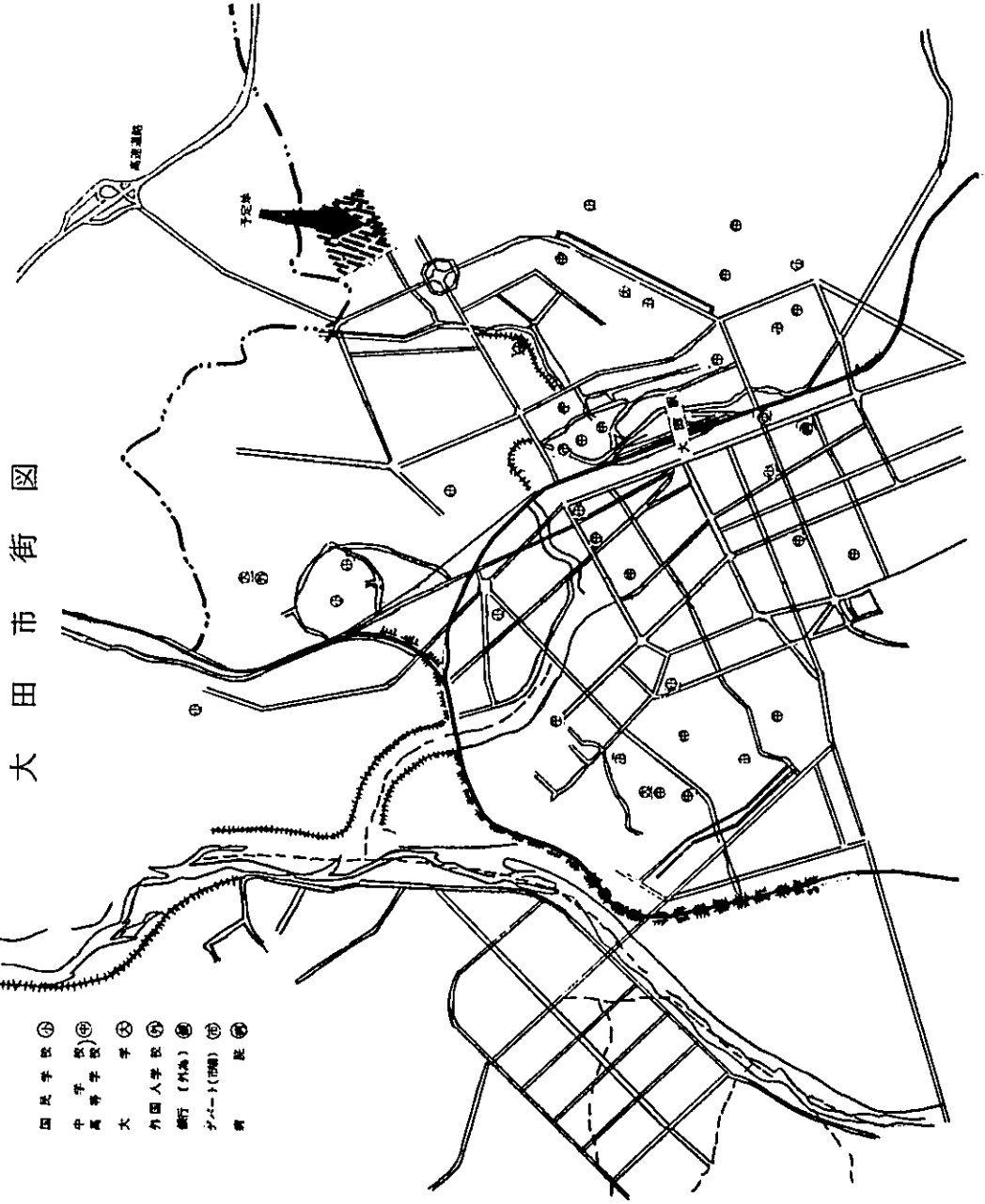
写 真

目 次

大韓民国大田市及び訓練院設置予定地略図	1
討 議 々 事 録	5
1. 調 査 の 概 要	23
1-1 調査の目的と調査概要	23
1-2 調査団の構成	24
1-3 調 査 日 程	25
2. 調 査 折 衝 経 過	27
2-1 調査実施にあたっての協力実施方針	27
2-2 R/D署名にいたるまでの調査交渉の概要	27
3. 訓 練 院 設 置 構 想	32
3-1 組 織 図	32
3-2 訓 練 内 容	33
3-3 供 与 機 材	35
3-4 建 物 及 び 敷 地	43
3-5 日 本 人 専 門 家	48
3-6 カ ウ ン タ ー パ ー ト	49
3-7 訓 練 院 建 設 運 営 の 日 程 計 画	50
4. 大 田 市 周 辺 地 域 の 概 要	51
4-1 大 田 市 概 要	51
4-2 大 田 市 生 活 事 情	52
1) 医 療	52
2) 教 育	52
3) 物 価	56

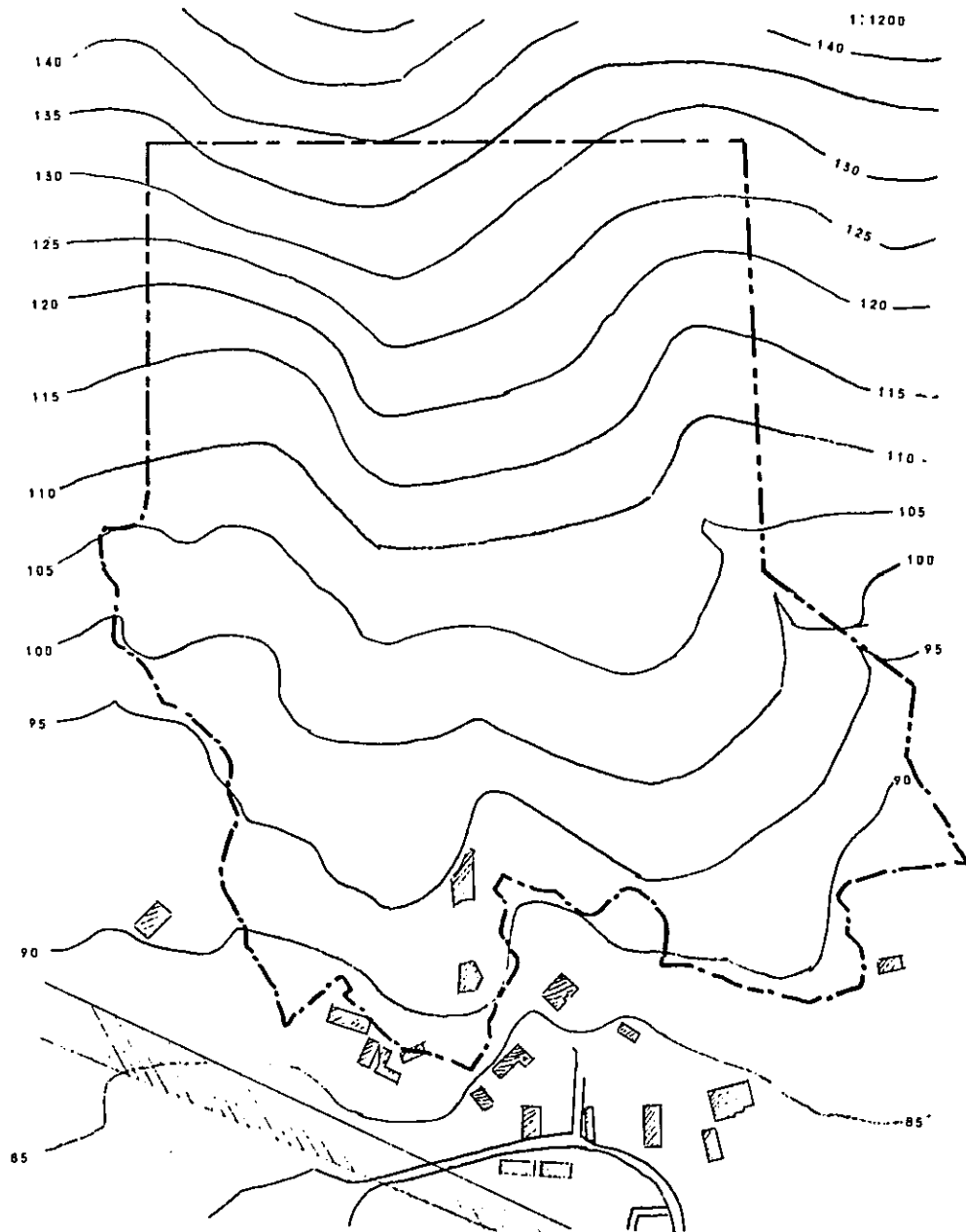
朝鮮半島全圖





大田市街図

訓練院敷地予定図



Record of Discussion
between
The Japanese Implementation Survey Mission
and
The Office of Labour Affairs
of the Republic of Korea
concerning the Establishment of
The Daejeon Vocational Training Institute

Attached herewith is the Record of Discussion between the Japanese Implementation Survey Mission and the Office of Labour Affairs of the Government of the Republic of Korea concerning the establishment of the Daejeon Vocational Training Institute.

The Mission organized by the Overseas Technical Cooperation Agency, entrusted with the execution of the technical cooperation by the Government of Japan, and headed by Mr. Masao HASEGAWA, Head of the External Operations Department of the Overseas Technical Cooperation Agency visited the Republic of Korea during the period between July 15 to July 28, 1974, for the purpose of discussing with the Office of Labour Affairs of the Government of the Republic of Korea the matters concerning the establishment of the Daejeon Vocational Training Institute.

On the basis of the results of the preliminary survey in August 1973, the Mission conducted a survey of the area for the Institute and had a series of discussions with the Office of Labour Affairs on detailed matters regarding the implementation of the project.

As a result of the survey and the exchange of views, the Mission and the Office of Labour Affairs have agreed to recommend respectively to their governments the matters as stipulated in this Record of Discussion. It is noted that this Record of Discussion is not legally binding on either Government.

Seoul, July 27, 1974

For the Overseas Technical
Cooperation Agency

For the Office of Labour
Affairs

Masao Hasegawa
Head
Japanese Implementation
Survey Mission

Hong Jong Hae
Director
Vocational Training Bureau

Record of Discussion

The Japanese Implementation Survey Mission and the Office of Labour Affairs of the Government of the Republic of Korea, desiring to cooperate in establishing the Daejeon Vocational Training Institute, have reached the following conclusions.

1. Outline of the Institute

A, The proposed Vocational Training Institute shall be established at #99-1 Ga-yang Dong, Daejeon, Chungcheong Nam Do and shall be tentatively named "Japanese-Korean Daejeon Vocational Training Institute" (hereinafter referred to as "the Institute").

B, The purpose of the Institute is to conduct necessary training to improve the qualities of skilled workers and technicians in accordance with the Vocational Training Law of the Republic of Korea so as to help the manpower development plan of the Government of Republic of Korea and contribute to the economic and social development of the Republic of Korea.

C, The training in the Institute shall consist of skilled workers and technicians in the courses mentioned in Annex 1. The Institute shall also conduct training for supervisors, adults and instructors.

D, Qualifications of the trainees to be admitted to the Institute shall be as follows:

(1) As for the Skilled Workers courses, those who have graduated from middle school or those who are considered to have the ability at least equivalent to middle school

graduates.

(2) As for the Technicians courses, (i) those who are graduated from technical high school, (ii) those who have the 3rd grade trade skill certificate and (iii) those who are considered to have the ability at least equivalent to those of (i) and (ii).

E, The training courses of Skilled Workers and Technicians shall be one (1) year duration respectively.

2. Contributions of the Government of Japan

A, The Japanese experts to be attached to the Institute.

(1) In accordance with laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan shall take necessary measures to provide at its own expense the requisite services of at least six(6) Japanese technical experts (hereinafter referred to as "the Japanese experts") having one expert for each trade of Technician Course as mentioned in Annex I including one (1) chief advisor, and temporary duty experts for installation of the equipment.

(2) The Japanese experts shall carry out the duties as listed in Annex II.

(3) The Japanese experts and their families shall be granted the privileges, exemptions and benefits as listed in Annex III and any other treatment which is no less favorable than those granted to the experts under the Colombo-Plan Technical Cooperation Scheme and the third countries or international organizations.

B, Equipment to be provided by the Government of Japan

(1) In accordance with laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan shall take necessary measures to provide at its own expense equipment and other

commodities in principal in 1974 being the first year of the Project duration towards the implementation of two(2) trades namely Welding and Electricity and continuously during the period 1975-1976 towards the implementation of three(3) trades. In principal implementation of the three(3) trades by year is as follows: Machine and Fitting Trades during the period 1975 and Electronics during the period 1976. Training equipment and other commodities by each trade is outlined in Annex IV.

(2) The goods referred to above shall become the property of the Government of the Republic of Korea upon being delivered c.i.f., at any port or airport in the Republic of Korea.

(3) The goods referred to above shall be utilized exclusively for the operation of the institute with the advice and consent of the chief advisor.

(4) The goods referred to above shall be subject to the mutual consultation between Japanese and Korean sides for the purpose of successful transportation to and installation at the Institute.

C, Training of the Korean counterpart instructors in Japan.

(1) In accordance with laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan shall take necessary measures to grant the awards to the suitable number of the Korean Government officials concerned and the counterpart instructors for training in Japan.

(2) The training referred to above shall be implemented through the normal procedures under the Colombo Plan Technical Cooperation Scheme.

(3) Training courses of the Korean counterpart instructors would be implemented approx. six(6) months prior to commencement of trade of which such instructors are assigned to. Implementation of such trade would not necessarily follow in a specific sequence but in random order during the whole of project period.

3. Contributions of the Government of the Republic of Korea.

In accordance with laws and regulations in force in Korea, the Government of the Republic of Korea shall take necessary measures to provide at its own expense;

- A, requisition of land, buildings and other facilities,
- B, expenses necessary for construction work of the Institute,
- C, the services of the Korean staff for the operation of the Institute,
- D, all running expenses necessary for the operation of the Institute,
- E, customs duties and any other charges, if any, as may be imposed upon the goods provided by the Government of Japan to the Republic of Korea,
- F, expenses necessary for the domestic transportation of the goods provided by the Government of Japan as well as for their installation, operation and maintenance,
- G, tools & materials necessary for the operation of the Institute other than the goods provided by the Government of Japan,
- H, basic facilitated residence for the Japanese experts,
- I, expenses towards one(1) vehicle for official use with paid driver for the Japanese experts,

J, expenses towards one(1) Korean administrative assistant and one(1) clerk typist for the Japanese experts, and

K, facilities for the Japanese experts official travels within the Republic of Korea including travel expenses.

4. Claims against the Japanese experts

The Government of the Republic of Korea undertakes to indemnify the Japanese experts against any civil liability arising from acts performed in the discharge of their official functions in the Republic of Korea, except for liability arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.

5. In accordance with laws and regulations in force in Korea, the Government of the Republic of Korea shall take necessary measures to ensure that the knowledge and experience acquired through the Korean counterpart instructors training in Japan shall be utilized for the Institute.

6. (1) Director General of the Office of Labour Affairs, the Government of the Republic of Korea shall have the overall responsibility for the implementation of the Project.

(2) The Director of the Institute shall be responsible for the construction and operation of the Institute, while the Japanese Chief Advisor shall be responsible for technical matters.

(3) The Director of the Institute and the Japanese Chief Advisor shall work in mutual consultation for the purpose of advancing the objectives of the institute and successfully

promoting Japanese-Korean cooperation in operating the Institute.

7. Mutual Consultation

There shall be mutual consultation between the two Governments for the purpose of advancing the objectives of the Institute and further promoting Japanese-Korean cooperation in operating the Institute.

8. The Duration of the Japanese Cooperation

The duration of the Japanese cooperation for the Institute shall be for four(4) years from the year of 1974. But it may be extended for a further specified period by agreement between the Government of Japan and the Government of the Republic of Korea.

Annex I

<u>The skilled workers course</u>	<u>No. of Trainees</u>	<u>The technicians courses</u>	<u>No. of Trainees</u>
Lathe-working	60	Machining	30
Metal finishing	30	Fitting	30
Welding (Gas Welding & Cutting, Arc Welding)	120	Welding	60
Electricity (Electric Work, Electric Appliances)	60	Electricity	30
Electronics	30	Electronics	30

Remarks

Stipulated in the brackets shows the specialized subjects into which trainees are to be divided three to six months after the beginning of training.

Annex II

- (1) Duties of the Japanese Chief Advisor
 - a) Over-all advice and cooperation pertaining to the operation of the Institute.
 - b) Over-all advice and cooperation to installation, operation and maintenance of equipment provided by the Government of Japan.
 - c) Advice and cooperation for preparing and application of training programs and training curricula.

- (2) Duties of the Japanese experts
 - a) Advice and cooperation for the preparation and development of training programs and training curricula in each training course.
 - b) Training of Korean counterpart instructors in each of their respective trades.
 - c) Advice and cooperation to the technical matters on installation, operation and maintenance of equipment provided by the Government of Japan.
 - d) Other duties as directed by the Japanese Chief Advisor.

Annex III

1. Exemptions from income tax and charges of any kind imposed on or in connection with the living allowances remitted from abroad.

2. Exemptions from import and export duties and any other charges in respect of personal and house hold effects, including one motor vehicle per family, which may be brought into the Republic of Korea from abroad.

Annex IV

- (1) The skilled workers training for Lathe-working course and Metal-finishing course, and the technicians training for Machining course and Fitting course.

Lathe, Drilling Machine, Milling Machine, Cylindrical Grinding Machine, Tools and instruments, etc.

- (2) The skilled workers training and the technicians training for Welding course.

D. C.-Arc Welder, A. C.-Arc Welder, CO₂-Arc Welder, Spot Welder, Tools and instruments, etc.

- (3) The skilled workers training and the technicians training for Electricity course.

High Voltage Panel for Training, Testing Generator, Motor, Coil Wiring Machine, Tools and instruments, etc.

- (4) The skilled workers training and the technicians training for Electronics course.

Television Set, Oscillator, Eliminator, Oscilloscope, Tools and instrument, etc.

- (5) Others

Audio-visual aids, etc.

大田職業訓練院設置に係る日本側実施調査団
と大韓民国政府との間の討議々事録（和文）

ここに添付する文書は、大田職業訓練院に係る日本側実施調査団と大韓民国政府労働庁との間における討議の記録である。

海外技術協力事業団により組織され、海外協力事業団海外事業部長長谷川正男氏を団長とする日本側実施調査団は、日・韓大田職業訓練院設置に係る諸事項を大韓民国政府労働庁と討議する目的で1974年7月15日から1974年7月28日まで大韓民国を訪れた。同調査団は1973年8月実施された事前調査の結果に基づき、事業計画地域における現地調査を行うとともにプロジェクトの遂行の過程で生じる事項の詳細に関し、大韓民国側労働庁と一連の討議を行なった。

上記調査及び意見交換の結果、日本側実施調査団と大韓民国側労働庁は、以下本討議々事録に定められた事項をそれぞれの国の政府に意見具申することに合意した。

ソウル 1974年 7月27日

海外技術協力事業団のために

大韓民国労働庁のために

長谷川 正 男

洪 鐘 末

実施調査団々長

大韓民国政府労働庁
職業訓練局長

討 議 々 事 録

日本側実施調査団と大韓民国政府労働庁は、大田職業訓練院設置に係る相互協力に合意し、下記の結論に達した。

1. 訓練院の概要

- A 職業訓練院は、#99-1地、忠清南道大田市佳陽洞^{かやんとん}に設置されるものとし、名称は「日韓大田職業訓練院」（以下「訓練院」という。）とする。
- B 訓練院は大韓民国の人力開発計画の一環として、大韓民国職業訓練法に基づく技能工及び技術工訓練を実施し、大韓民国の経済、社会の発展に寄与することを目的とする。
- C 訓練院に設ける訓練課程は技能工訓練及び技術工訓練とし、それぞれ付表Ⅰに記された職種について実施するものとする。その他の課程として監督者訓練、成人勤労者訓練及び指導員訓練を併せて実施するものとする。
- D 訓練対象は次の通りとする
- (1) 技能工訓練課程については 中学校卒業業者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者
 - (2) 技術工訓練課程については ①工業高等学校卒業業者 ②3級技能検定合格者又は ③、④②と同等以上の能力を有すると認められる者
- E 訓練期間は技能工訓練課程及び技術工訓練課程共に各1年間とする。

2. 日本国政府の責務について

- A 訓練院の日本人専門家について
- (1) 日本国政府は、日本国内において施行されている法令に従い、少なくとも1名の主席顧問及び技術工訓練課程における各科1人を含む日本人技術専門家及び機械の据付けに必要な専門家（以下「日本人専門家」という。）の調達を自己の負担において実施するため必要な措置を講ずるものとする。
 - (2) 日本人専門家の所掌する業務の内容は付表Ⅱに掲げるものとする。
 - (3) 日本人専門家及びその家族は、付表Ⅲに記された特権、免税処置及び便宜を得るものとし、この特権、免税処置及び便宜は、大韓民国で働くコロンプラン技術協力計画、第三国或は国連機関等の専門家のそれよりも劣らないものとする。
- B 日本国政府が調達すべき供与資機材について

- (1) 日本国政府は日本国において施行されている法令に基づき、原則として1974年を初年として溶接、電気の工科、1975年から1976年に3科とし、これは1975年に機械及び仕上科、1976年には電子科にそれぞれ自己の負担において付表Ⅳに記された資機を仕上するため必要な措置をとるものとする。
- (2) 上記に記載の物品はC I F建てで大韓民国におけるいずれかの空港には港において到着した時点で大韓民国政府の財産となるものとする。
- (3) 上記に記載の物品は日本人主席顧問の助言と同意により、訓練院運営の目的に使用するものとする。
- (4) 上記に記載の物品の輸送及び据付けにあたっては、日本側及び大韓民国側で十分な協議の上実施する。

C 韓国人カウンターパートインストラクターの日本研修について

- (1) 日本国政府は、日本国内において施行されている法令に基づき、訓練院に係る相当数の行政官及びカウンターパートインストラクターの日本において研修を受ける必要な手続きを講ずるものとする。
- (2) 上記研修はコロンボプラン技術協力計画に基づいて所定の手続きをもって実施するものとする。
- (3) 韓国人カウンターパートインストラクターの研修は当該訓練コース開設6ヶ月前から実施する。又研修はそのコース開始の順序によるものでなく、必要に応じてその期間中に行なうものとする。

3. 大韓民国政府の責務について

大韓民国政府は大韓民国に於て施行されている法令に基づき、自己の負担において下記の提供に必要な措置を講ずるものとする。

- A 土地及び建物並びに付帯施設
- B 本訓練院の建設に要する諸費
- C 本訓練院の建設に要する諸費
- D 本訓練院運営に必要な経費
- E 日本国政府から供与される機械で大韓民国に輸入される際の関税、その他課徴金等がある場合はその経費
- F 日本国政府から供与される資機の大韓民国々内における輸送及び据付け、操作、維持等に要する経費

- G 日本国政府から供与される資機材以外で訓練院運営に必要な工具部品の調達。
- H 日本人専門家のための基本設備付住宅
- I 日本人専門家のための運転手付公用車1台
- J 日本人専門家のための補助行政官1名及びクラークタイピスト1名
- K 日本人専門家の大韓民国々内における公務旅行に必要な費用の負担を含む便宜供与

4. 日本人専門家に対するクレームについて

大韓民国政府は、日本人専門家の職務上大韓民国における善意の遂行に起因し、その遂行中に発生し、又はその他その遂行に関連する日本人専門家に対するクレームが生じた場合には、そのクレームに関する責任を負うものとする。ただし、日本人専門家の故意又は重大な過失によって生ずる責任においてはこの限りでない。

- 5. 大韓民国政府は大韓民国において施行されている法令に基づき、日本国内にて身につけた知識及び経験を訓練院のために活用されるよう必要な処置を講ずるものとする。

- 6. (1) 本プロジェクトの実施にあたっては大韓民国政府労働庁の長が全責任を負うものとする。
(2) 大韓民国側所長は訓練院建設、運営に係る責任を負う一方、日本人主席顧問は技術的事項に係る責任を負う。
(3) 日本人主席顧問と大韓民国側所長は、訓練院の目的を推進し、かつ訓練院の運営において本と大韓民国双方の協力の成果をあげるため相互の密接な協議に基づき業務を遂行するものとする。

7. 相互協議

プロジェクトの目的に推進し、かつ訓練院の運営に関して日本と大韓民国の協力を促進するため両国政府間で協議を行なうものとする。

8. 日本国の協力期間について

本訓練院に対する日本国政府の協力期間は1974年より4年間とする。ただし、日本国政府と大韓民国政府との合意に基づき期間の延長が出来るものとする。

付 表 I

技術工課程	定 員	技術工課程	定 員
旋 盤 工 科	6 0	機 械 工 科	3 0
仕 上 げ 工 科	3 0	機 械 組 立 て 工 科	3 0
溶 接 工 科	1 2 0	溶 接 工 科	6 0
(ガス溶接及溶断、マーク溶接)	6		
電 気 工 科	6 0	電 気 工 科	3 0
(電気工事、電気機器)			
電 子 工 科	3 0	電 子 工 科	3 0

(注) ()内は訓練開始の3～6ヶ月後に分離される専攻技能を示す。

付 表 II

(1) 主席顧問の義務

- a) 訓練院運営全般に関する助言と協力
- b) 日本国政府が供与する資機材の設置、操作及び維持に関する全般的な助言と協力
- c) 訓練計画、訓練カリキュラム作成と運用に対する助言と協力

(2) 専門家の義務

- a) 各専門部門に於ける訓練計画、訓練カリキュラムの作成と展開に対する助言と協力
- b) 各専門部門における韓国人カウンターパートの訓練
- c) 日本国政府の供与する資機材の設置、操作及び維持に関する技術的事項の助言と協力
- d) その他主席顧問からの指示事項

付 表 Ⅲ

1. 海外から送金される生活手当に対して又はそれに関連して課される所得税及びあらゆる種類の課徴金の免除
2. 海外から大韓民国に持ちこまれることのある身廻品及び家財（一家族につき1台の自動車を含む）に関する輸入税、輸出税、その他すべての課徴金の免除

付 表 Ⅳ

- (1) 旋盤工科及び仕上げ工科の技能工訓練並びに機械工科、機械組立工科の技術工訓練
旋盤、ボール盤、ライフス盤、円筒研削盤、工具及び用具類等
- (2) 溶接工科の技能工訓練及び技術工訓練
直流アーク溶接器、交流アーク溶接器、炭酸ガスアーク溶接器、点溶接器、工具類等
- (3) 電気工科の技能工訓練及び技術工訓練
実習用高圧配電盤、試験用発電機、電動機、巻線機、工具及び用具類等
- (4) 電子工科の技能工訓練及び技術工訓練
テレビジョン受信機、発振器 エリミネータ、オシロスコープ、工具及び用具類等
- (5) そ の 他
視聴覚機械等

1. 調査の概要

1-1 調査目的と調査概要

大韓民国政府は、重化学工業化長期計画を策定し、その計画の推進に必要な科学技術系入力200万人を1981年までに育成、確保しようと計画している。しかしながら既存の施設能力では本計画における技術工及び技能工については、140万人が不足することが予想される。このため大韓民国政府労働庁は、技術工及び技能工の養成確保に必要な職業訓練制度の大巾な拡充を図るべく一連の計画をしており、その一環として忠清南道大田市に訓練院の新設を計画し、昭和48年6月にわが国政府の技術協力を要請してきた。

これに対し、旧海外技術協力事業団は昭和48年8月労働省職業訓練局指導課長細見元氏を団長とする事前調査団を派遣し調査した結果、本プロジェクト協力の可能性と妥当性が明確となった。よって実施調査団は、本プロジェクトに対する日本側の協力、基本計画の作成並びに設置スケジュール等計画の実施に係る細部事項を大韓民国労働庁と協議し、その結果を討議々事録として作成することとなった。

現地調査に当っては、1-3の調査日程に基づき計画の実施に係る関係機関、関係者との討議、設置予定地の視察等を行ない、前掲の討議々事録に要約された合意に至った。

1 - 2 調査団の構成

	氏 名	所 属	担当並びに派遣期間
団 長	長谷川 正 男	海外技術協力事業団海外事業部長	総括・職業訓練全般 1974.7.15~1974.7.17 1974.7.25~1974.7.28
団 員	隅 河 清	労働省職業訓練局管理課 長補佐	職業訓練・予算 1974.7.25~1974.7.28
"	炭 山 隆	労働省職業訓練局技能検定課	電気・電子 1974.7.15~1974.7.30
"	寺 嶋 千 明	労働省職業訓練局指導課	機械・建物 1974.7.15~1974.7.30
"	徳 久 敏 一	雇用促進事業団職業訓練部教材課	鋳・鍛造 1974.7.15~1974.7.30
"	竹 内 喜久男	海外技術協力事業団海外事業部 海外センター課	業務調整・技術協力一般 1974.7.15~1974.7.30
同 行	黒 岩 勇	労働省大臣官房国際労働課	1974.7.15~1974.7.25
"	上 西 淳 三	外務省経済協力局技術協力第二課	1974.7.21~1974.7.30
現地参加	久 一 昌 三	在大韓民国日本国大使館二等書記官	

1. - 3. 調 査 日 程

	日 程		概 要	備 考
	月 日	滞 在 地		
1	7・15(月)	ソウル市	東京発(J A L 9 5 1) ソウル着(J A L 9 5 1) 在大韓民国日本大使館において岡崎参事官、久一書記官に表敬及び日程、調査方針打合せ	
2	7・16(火)	ソウル市	労働庁において崔杜烈庁長、許成俊次長、洪鐘米職業訓練局長へ表敬 科学技術庁技術協力局において張相権地域協力課長へ表敬 外務部国際経済局申東元局長へ表敬 経済企画院崔東奎予算局長へ表敬	
3	7・17(水)	(前)ソウル市 (後)大田市	労働庁、討議々事録案、質問状提示、その他 設置訓練課程等について討議 ソウル発(観光3号) 大田着(観光3号)	団長帰国 (KL002)
4	7・18(木)	大田市	忠清南道庁において徐道知事、孫在植副知事、李南浩保健社会局長へ表敬、引き続き敷地について説明を受ける 大田市庁沈載鴻市長へ表敬 候補地視察 忠清南道庁において保健社会局長他実務者と敷地について意見交換	
5	7・19(金)	(前)大田市 A班 (後)ソウル市 B班 (後)釜山市	大田市内視察、物価調査、住宅調査、工業団地見学 大田地方事務所において成錫允所長へ表敬 大田市発(高速バス) ソウル市着(") 大田市発(観光3号) 釜山市着(")	

6	7・20(土)	A班 ソウル市 B班(前)釜山市 慶州市	資料整備 韓独職業訓練院 金鎮景院長と意見交換 釜山市発(車) 慶州市着(〃)	
7	7・21(日)	A班 ソウル市 B班 (前)慶州市 後大邱市	資料整備 慶州市発(車) 大邱市着(〃)	上西事務官 ソウル着 (JAL951)
8	7・22(月)	A班 ソウル市 B班(前) 大邱 (後)ソウル市	労働庁にてR/D案検討、提示案に対する問題点 討議 大使館にて状況説明 嶺南専門学校視察 大邱職業訓練院視察 大邱市発(観光2号) ソウル市着(〃)	
9	7・23(火)	ソウル市	労働庁にて R/D大韓民国案提示	
10	7・24(水)	ソウル市	労働庁にて R/D案、住宅関係及び訓練課程に ついて討議	
11	7・25(木)	ソウル市	労働庁にて設備機材及び建物について討議	団長ソウル 着(JAL 951)
12	7・26(金)	ソウル市	労働庁にて設備機材及び建物について討議	黒岩氏帰国 (JAL952)
13	7・27(土)	ソウル市	労働庁にて R/D最終討議 団長・上西氏建設予定地視察 R/D調印式	
14	7・28(日)	ソウル市	資料整備	団長帰国 (JAL952)
15	7・29(月)	ソウル市	労働庁にてレイアウト等討議	
16	7・30(火)	東 京	ソウル発(JAL952) 東 京 着(〃)	

2. 調査折衝経緯

2-1 調査実施にあたっての協力実施方針

調査団は調査実施にあたって次の点を技術協力実施の基本的方針として大韓民国政府との交渉及び調査にあたることとした。

- (1) 1973年の事前調査の結果報告に基づき、職業訓練院の設置及び運営計画について大韓民国政府関係当局と討議し、大韓民国政府と日本国政府との協力による職業訓練院設置に関する討議々事録としてとりまとめる。
- (2) 事前調査の際に検討した職業訓練院の規模は、その後の日本国政府の財政事情により、協力内容を縮小することとなつたので、事前調査結果報告の考え方を出来るだけ尊重しつつ可能な範囲で圧縮する。
- (3) 職業訓練院の設置計画作成の際、わが国が供与を予定した訓練機材は物価上昇等の事情が発生しても、これを供与する。
- (4) 職業訓練院の規模の縮小にあたっては、大韓民国政府関係当局と充分討議し、規模の再検討を行なうこととするが、職業訓練院の訓練効果を高める上からも、訓練職種の全般的定員を削減するよりも、訓練職種を削減して行く考え方で交渉する。
- (5) 日本人専門家は、首席顧問の他に訓練職種毎に1人の専門家を派遣し、調整員(Coordinator)は原則として派遣しない。
- (6) 訓練機材の供与は3ケ年にわたって計画的に行う。

2-2 討議々事録作成署名に至るまでの討議内容の概要

第1回討議の概要

1. 大韓民国側の要望意見

(1) 職業訓練センターの名称

討議々事録に記載する名称は仮称としておきたい。また「Training Center」ではなく「Training Institute」としたい。

(理由) 名称の確定は、このプロジェクトが両国間で協定として締結する際、関係各省庁と協議しなければならない。既存の中央職業訓練院、韓独職業訓練院は、いずれも「Institute」を用いており、統一していきたい。

(2) 訓練の法的根拠

設置する職業訓練院で行う職業訓練は、大韓民国の職業訓練法の中に位置づけするため、

討議議事録の中に「大韓民国職業訓練法に基づく訓練である」ことを明記したい。

- (3) 訓練課程の名称を「技能工訓練」「技術工訓練」としたい。
(理由) 大韓民国では「基礎訓練」「上級訓練」という言葉の概念は狭い範囲に解釈される。
- (4) 日本国から派遣される専門家の人員、供与される機材の金額(又は機材のリスト)を討議議事録に明記したい。
(理由) 訓練院の建物、専門家の住宅を建設する内資要求を容易にする。
- (5) 供与する機材は訓練職種の全てについてその基本的なものを初年度にすべて供与してほしい。
(理由) 1975年に職業訓練院のWork Shopの建物を完成し、訓練を開始したい。
- (6) 日本国の協力期間の始期を1974年として欲しい。
- (7) 訓練職種については、原則として事前調査の際、討議検討した職種のうち、鋳造工科をやめて金型工科を入れたい。
(理由) 鋳造工科は、訓練経費が多額になり勝ちであり、又太田地方の産業にマッチしない。一方金型工科は産業界からの需要が多い。
- (8) 日本人専門家に対する医療についての無料措置及び家具付き住宅の提供は困難である。
(理由) これまで大韓民国で実施している技術協力プロジェクトにおける外国人専門家に対してかかる措置は実施しておらず、既存のプロジェクト専門家と格差がつく。

2. 大韓民国側要望等に対する回答

- (1) 名称について
中央職業訓練院、韓独職業訓練院が共にCenterでなくInstituteとしている大韓民国側の事情があるならば、Instituteとすることを了解する。又当面日韓太田職業訓練院(仮称)とすることも了解する。
- (2) 大韓民国職業訓練法に基づく訓練であることに関しては、訓練生の制度的位置づけを明確にする意味で、討議議事録に記載する訓練院の設置目的の中にその趣旨を盛り込むこととする。
- (3) 訓練課程の名称について
大韓民国側が考えるTechnicianが日本国で考えるものと異なり、日本国の技能工の範囲の中で考えているとするならば、技能工訓練、技術工訓練とすることに同意する。
- (4) 日本人専門家について
日本人専門家は、原則として主席顧問1名及び各訓練職種毎に1人の専門家を派遣する予定である。但し、必要により調整員を派遣することもありうる。
- (5) 供与機材の金額又は供与機材リストの明示について
日本の予算制度が単年度主義をとっている関係上、討議議事録に協力の総額は明示できない。

又機材リストも日韓両国で協議し、日本国側 供与機材及び大韓民国側で調達するものを明らかにすることは必要であるが、そのリストを討議議事録で明示することは出来ない。

(6) 供与機材の年次供与計画について

協力期間を4年とした場合、供与期間が3年間にわたる関係上、各年次予算の枠の中で考えられる職種ごとに機材を送付する考えであり、大韓民国側の要望する全職種について基本的な機材のみを先に送付する考えはない。

(7) 協力期間の始期について

始期を1974年と明示することについては、協定が1974年内に締結されることを前提としなければならない。このため、この点は正確には明示すべきでないと考えられるが、早期に締結されることを両国政府に促す意味で書くならば差支えない。

(8) 金型工の訓練について

金型は高度な技術を必要とするものであり、1年制の公共職業訓練を行っても中途半端なものとなる。日本国の公共職業訓練においても、この職種の訓練は一般に実施困難な状況である。

(9) 医療措置について

最近大韓民国との間で締結された農業に関する技術協力において、これが実施されており、本プロジェクトについても、ぜひ措置すべきであり、又可能ではないか。

(10) 未解決事項

次の事項については、両方とも了解に達せず、第2回の交渉討議に持ち越した。

- ① 供与機材の金額を明示する件
- ② 医療措置について
- ③ 住宅について

3. 日本国側の要望事項

- (1) 専門家に対する所得税の免税措置以外にも「ガソリン税」等の諸税を免除して欲しい。
- (2) 日本国に研修に来るカウンターパートは短期間に訓練効果を上げる必要上、日本語の出来ることを原則としたい。
- (3) 日本人専門家は、訓練において日本語を使用する場合もある。
- (4) 訓練院に勤務する職員は、韓独職業訓練院、中央職業訓練院と同等以上の処遇をすること。
- (5) 住宅の暖房費は大韓民国で負担して欲しい。

4. 日本側要望に対する大韓民国側回答

- (1) 「ガソリン税」等の免除は考慮したい。

- (2) 日本国研修のカウンターパートは日本語が出来るよう研修する。
- (3) 日本人専門家が日本語で指導援助することはやむを得ない。しかし、英語の出来る人であればなお良い。(補佐官の配置)
- (4) 訓練院勤務の職員の処遇については了解した。但し、韓独職業訓練院の専門家と同様優れた専門家を派遣して欲しい。
- (6) 住宅の暖房費の負担は困難である。なお、家具付きの住宅についても困難である。理由は韓独職業訓練院の専門家との間に差をつけることは出来ない。

〔第2回討議の概要〕

〈交渉要旨〉

第1回交渉の結果、未解決のまま持ち越された事項について

1. 供与機材について

(日本国側) … 供与機材の金額を討議議事録に明示する件については、日本国の予算制度が単年度制であること及び討議議事録についての認識が、わが国と他の国とで異なるため明示することが出来ない。大韓民国側のこの要望についての理由が内資を確保する意味から出ているのであれば内資確保は、別の角度で達成出来るのではないかと。

(大韓民国側) … 金額を明示をする理由は、経済企画院等財政当局に対し、内資確保を要求する根拠とするためである。この点については日本国側で別の角度で協力してくれるならば、この件については了解する。

2. 訓練定員について

(大韓民国側) … 討議議事録の中に訓練定員を明示したいと思うがどうか。

(日本国側) …… 定員の明示については了解する。

3. 日本人専門家の住宅について

(大韓民国側) … 日本人専門家に対し、大韓民国側は建設敷地内に住宅を建てることを考えている。ただし、家具はつかない。このため、専門家は家具を用意するほか、電気、水道、ガス、電話等専門家個人の使用する公共料金は専門家が負担して欲しい。但し、住宅建設までの間、市内の適当なアパートを大韓民国政府で借り上げる用意はある。

(日本国側) …… 日本人専門家で子弟教育等の関係から家族をSeoulに住ませることを希望する者が出てくることが考えられるが、この場合住宅建設費を流用し

て、Seoulにアパートを確保することは可能か。

(大韓民国側)… 専門家が十分その能力を発揮してもらい意味でも、住宅を含めた子弟の教育に係る問題は重要であり、検討したい。

しかし、韓独職業訓練院の専門家の場合、訓練院敷地内に住宅を建てたが、専門家の中からアパートへの引越し希望が出て困っている。日本人専門家もアパートに住んだらどうか、この場合アパートの確保は、大韓民国政府が責任をもつて行なう。

(日本国側)…… 住宅建設でなくても、市内に適当なアパートがあればアパート提供もよいと思う。但し、子弟をソウルの日本人学校に入れるため家族をソウルに住ませる場合は、ソウルのアパートを確保、負担して欲しい。

(大韓民国側)… その方向にて努力する。

〔第3回討議の概要〕

〈交渉要旨〉

第2回交渉の結果、未解決のまま持越された事項について

1. 供与機材について

(大韓民国側)… 金額の明示が不可能になり、内資確保をする場合非常に弱い立場にある我々にとって日本国側は、別の角度にて協力してくれると言明されたが、どのような方法か。

(日本国側)…… 日本国側と大韓民国側と協議し、供与予定機材リストを作り、これにて十分内資の確保が出来ると思われる。

(大韓民国側)… 供与予定機材リスト作成について了解する。

2. 住宅について

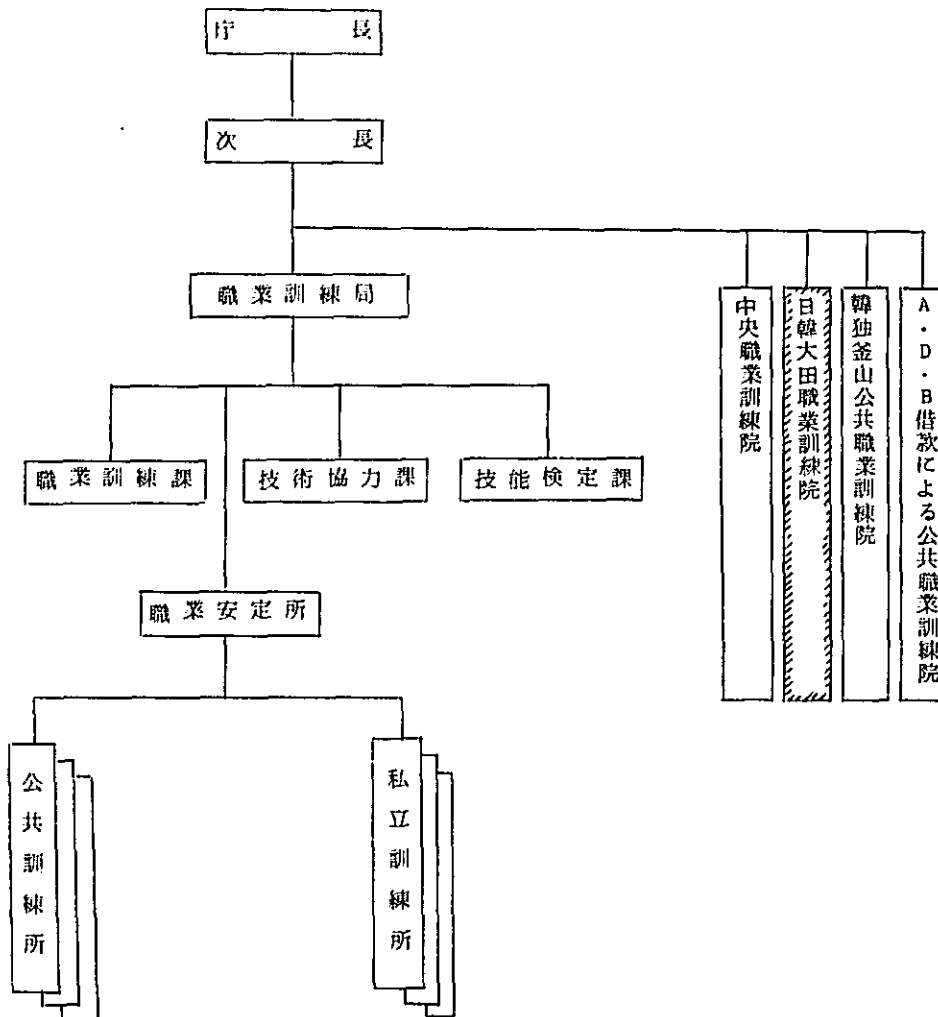
(日本国側)…… 昨日の交渉にて住宅についてほぼ了解したが、原則として専門家の負担(経済的及び精神的)がもつとも軽くなる様努力してもらえると了解して良いか。又専門家が入居に際し、あらかじめ在大韓民国日本大使館に連絡し、了解を求めてほしい。

(大韓民国側)… その方向で努力する。又在大韓民国日本国大使館へは事前に連絡し、視察できる様にする。

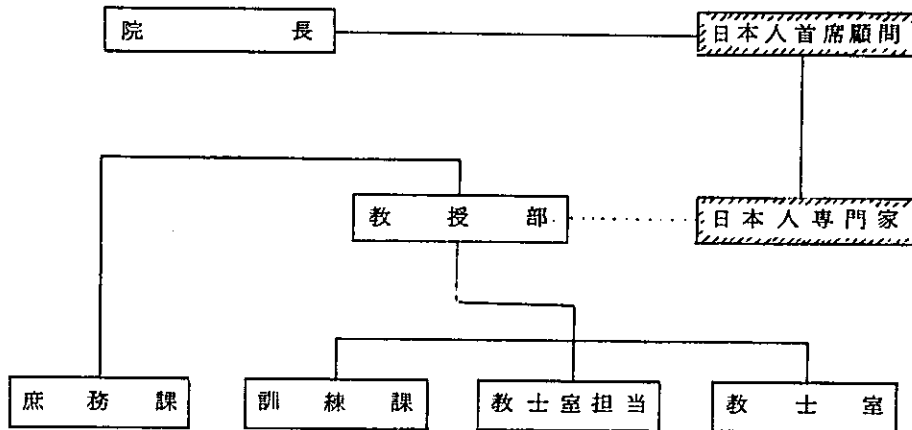
3. 設置構想

3-1 組織図

(1) 大韓民国、労働庁所管職業訓練の行政体制



(2) 日韓大田職業訓練院組織



3-2 訓練内容

(1) 訓練課程について

職業訓練院における訓練課程は、中学校卒業者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者を対象とする「技能工訓練課程」及び工業高校卒業者、3級技能検定合格者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者を対象とする「技術工訓練課程」とする。なお、必要に応じ監督者訓練課程、成人勤労者訓練課程及び教士訓練課程を併せて実施するものとする。

教士訓練課程は、事前調査の段階では設けられていなかったが、企業内訓練を推進する上での教士（企業内職業訓練指導員）の養成は、今後の職業訓練の重点施策の一つとして掲げられており、そのための課程を設けてもらいたいとの要望があったため、一定の資格を有する者を対象として短期間で教士を養成する為の教士訓練課程を新設することとした。

(2) 訓練科目について

大韓民国が必要としている技能者は、第3次経済開発5ヶ年計画に基づく重化学工業化の推進に直接役立つ技能を有する者である。

又産業界においても、職業訓練センターにおける技能者の養成には十分関心を寄せており、特に「現場にすぐ役立つ技能者」ということに集中している。

このような背景をも考慮し、技能工訓練課程及び技術工訓練課程における訓練科を、それぞれ

次のとおりとした。

技能工訓練課程	技術工訓練課程
旋 盤 工 科	機 械 工 科
仕 上 げ 工 科	機 械 組 立 工 科
溶 接 工 科 (電気溶接又はガス溶接専攻)	溶 接 工 科
電 気 工 科 (電気工事又は電気機器専攻)	電 気 工 科
電 子 工 科	電 子 工 科

なよ、調査団としては、上記訓練科に鋳物工科の技能工訓練課程及び技術工訓練課程を加えるべく折衝を行ったところであるが、大韓民国としては、A、D、Bの借款による職業訓練院を4ヶ所建設中である、それぞれに鋳物工科を設けており、鋳物工の養成はここでやりたいと、また運営費の問題等の理由により、鋳物工科を削除したい旨、強い要望があり、見送ることとした。

また、大韓民国側より鋳物工科のかわりに工具・金型工科の技術工訓練課程を設けたい旨要望があり、討議を重ねたところであるが、訓練効果、1年訓練修了者の持つ技能の位置づけ等に疑問のあることの理由により、見送ることとした。

(3) 訓練目標について

技能工訓練課程は、技能検定3・4・5級合格者相当の技能を有し、与えられた図面により簡単な製品の作成ができる程度の技能を有する技能者。また技術工訓練課程は、技能検定1・2級合格者相当の技能を有し、自分で製図を行い、その図面に基づいて製品を製作できる程度の技能を有する技能者を養成することを目標とする。

(4) 訓練期間について

技能工訓練課程及び技術工訓練課程のうち、専攻技能の定めのある訓練科については、訓練開始後3ヵ月から6ヵ月の間において、各専攻技能に分離するものとする。

多能熟練工の素地を付与するための訓練期間2年から3年を要する長期訓練については、大韓民国における現下の必要性は高度の技能水準を有する労働者を長期間で養成するよりも、一般的な技能水準を有する技能労働者を短期間で多く養成することにあるとの意向であり、長期訓練課程は設けないこととした。

(5) 教士について

大韓民国側教士は、各科の訓練生30人当り理論教士1名、実技教士2名とする。

(6) 訓練定員について

訓練定員は、技能工訓練課程300名、技術工訓練課程180名とする。各訓練科の訓練定員は旋盤工科の技能工訓練課程60名、仕上げ工科の技能工訓練課程30名、溶接工科の技能工訓練課程120名、電気工科の技能工訓練課程60名、電子工科の技能工訓練課程30名、機械工科の技術工訓練課程30名、機械組立て工科の技術工訓練課程30名、溶接工科の技術工訓練課程60名、電気工科の技術工訓練課程30名、電子工科の技術工訓練課程30名とする。

重化学工業化の推進に伴い、相当数の需要が見込まれる溶接工科の技能工訓練課程及び技術工訓練課程に定員配分上の重点をおくと同時に、旋盤工科・電気工科の技能工訓練課程においても配分上考慮した。

なお、大韓民国における1クラス編成は30名になっているため、定員数は30名の1単位として配分した。

3-3. 供与機材

設置する機械設備は、基礎能力の習得に重点をおき、できるだけ基礎的な加工機械を重点的に選定することとした。また、当職業訓練院は、企業に対するコンサルタントの役割りを果たす必要もあると考えられるので、現状ではやや必要性の薄い機械についても若干選定することとした。なお、基礎的な技能の習得に必要な機械の台数は、訓練目標、訓練定員等を考慮しつつ、できるだけ多く設置することとした。また、訓練効果の向上を図り、かつ教材の作成等に使用するための視聴覚機材を選定することとした。

(1) 供与機材の選定方針

(A) 旋盤工科、仕上げ工科の技能工訓練課程並びに機械工科、機械組立て工科の技術工訓練課程

工作機械は、旋盤が主力となるため、設置台数を多くすると同時に、研削盤、フライス盤形削り盤等基礎的な工作機械について一通り必要と思われるものを選定した。

また、簡単な火造りができる程度の鍛造設備を含めることとした。機械の仕様については当職業訓練院が、大田地区の技能センター的役割りを果たす必要があること、加工材料が比較的小形であること等を考慮に入れて選定した。工具及び計測器類については、大韓民国側で準備できるものが相当数あり、それらについては大韓民国側で整備することとした。

(B) 溶接工科の技能工訓練課程及び技術工訓練課程

電気溶接については、基礎となる交流アーク溶接機の台数を多くするとともに、特殊溶接についても一通りの訓練ができるよう Argon アーク溶接機、C^o2アーク溶接機等も若干

選定することとした。なお、抵抗溶接機としては点溶接機を選定することとした。

ガス溶接については、アセチレンガス発生器より、アセチレンガスを発生させる方式は、余り使用されておらず、そのため溶解アセチレンポンペによるガス集合装置を設けることとし、アセチレンガス発生器の選定は見送ることとした。

また、溶接作業に伴う材料加工機械を選定することとしたが、局所排気装置については、大韓民国側で整備する旨申し入れがあり、選定を見送ることとした。

なお、工具及び計測器については、(A)で述べたとおり大韓民国側で整備できるものがありそれらについては大韓民国側で整備することとした。

(c) 電気工科の技能工訓練課程及び技術工訓練課程

電気工事は屋内配線を主として電気工事用機械類、管加工用工具類、電線接続用工具類、計測器類を選定することとした。実習用配電盤は木製であるため、大韓民国側で準備することとした。

電気機器は、回転電気機器及び変圧器の修理を中心として、巻線機、絶縁試験設備を選定することとした。応用教材として冷蔵庫、空調器、水銀灯等を検討したが、これらは大韓民国側で準備することとし、計測器類を充実することとした。

電気回路に関する基礎実習用として訓練用実習盤を多く整備することとした。

(d) 電子工科の技能工訓練課程及び技術工訓練課程

技能工訓練課程はラジオ受信機、テレビジョン受信機等の電子応用機器を中心とするが、機材の選定に当っては応用教材よりも計測器類の整備を重点的に考えることとした。

技術工訓練課程は、トランジスタ回路を含むために、関係測定器、シンクロスコープ等を選定することとした。技能工訓練と同様に応用機材よりも測定器を重点的に整備し、工具類は特殊なものを除いて大韓民国側で整備することとした。

(2) 機材供与計画

機材の供与については、溶接工科及び電気工科の訓練を最初に開始することとしたので、それに合わせ、溶接工科及び電気工科の機械、工具等を協力初年度に供与することとした。

なお、溶接工科及び電気工科以外の各訓練科の機械、工具等の供与については、日韓大田職業訓練院建設運営日程に基づき、順次供与することとした。

(3) 使用電圧及び周波数

単相	100V	50HZ
三相	220V	50HZ

供 与 予 定 機 材 一 覧

訓 練 科 別	各 科	仕 様	台 数	備 考
旋盤工科・仕上げ 工科の技能工訓練 課程並びに機械工 科、機械組立て工 科の技術工訓練課 程	普 通 旋 盤	センター間距離 800 mm	33	
	卓 上 ボ ー ル 盤	穴あけ能力 13 mm ϕ	5	
	金 切 り の こ 盤	帯のこ式	3	
	両 頭 グ ラ イ ン ダ	といし車径 205 mm ϕ	6	
	ド リ ル 研 削 盤	ドリル径 3~30 mm ϕ	2	
	高 速 旋 盤	センター間距離 835 mm	1	
	タ レ ッ ト 旋 盤	主軸端とタレット面間の 最大距離 500 mm	1	
	ラ ジ ア ル ボ ー ル 盤	コラム及び主軸間距離 1000 mm	1	
	形 削 り 盤	ストローク 650 mm	2	
	形 削 り 盤	" 400 mm	2	
	立 て 削 り 盤	" 150 mm	1	
	万 能 フ ラ イ ス 盤	テーブルサイズ 1350×270 mm	2	
	立 て フ ラ イ ス 盤	" "	2	
	円 筒 研 削 盤	センター間距離 450 mm	1	
	平 面 研 削 盤	テーブルサイズ 300×600 mm マグネット	1	
	万 能 刃 物 研 削 盤	ストローク 200 mm	1	
	超 硬 バ イ ト 研 削 盤	テーブルサイズ 213×425 mm	1	
	ホ プ 盤	切削可能径 600 mm	1	
	直 立 ボ ー ル 盤	振り 540 mm	1	
	材 料 試 験 機	万能型 50 Tons	1	
	硬 さ 試 験 機	ロックウエル、ブリネル及び ショアー 各1式	3	
	表 面 あ ら さ 測 定 器	触針式	1	
	ツ ー ル ポ ス ト グ ラ イ ン ダ	内外兼用外 65 mm ϕ 内 9.5 mm ϕ	1	
"	外用といし車径 150 mm ϕ	1		
"	内用といし車径 25 mm ϕ	1		
重 油 炉	コンプレッサ付(小型)	1		
熱 処 理 炉	電気炉	1		

	熱処理タンク	0.5 m ³	1	
	空気ハンマ	1/8 Ton	1	
	鍛造炉	回転式炉径 500 mm ϕ	5	
	ポータブル電気グラインダ	0.2 kW	2	
	光高温計	700~2000℃	1	
	熱電対温度計	600~1600℃	1	
	工具・計測器等			
溶接工科の技能工 訓練課程及び技術 工訓練課程	自動ガス切断機	切断厚さ5~60 mm	2	
	高速度といし切断機	2.2 kW	2	
	交流アーク溶接機	250~300 A	70	
	直流アーク溶接機	250~300 A	3	
	サブマージアーク溶接機	500~1000 A	1	
	エンジンウエルダ	250 A	2	
	炭酸ガスアーク溶接機	400 A	2	
	アルゴンアーク溶接機	400 A	2	
	点溶接機	コンデンサタイプ 2.5 KVA	1	
	ポータブル点容接機	" 2.5 KVA	1	
	溶接棒乾燥機	100 Kg	2	
	動力シャ-	切断能力 15 mm \times 1200 mm	1	
	動力シャ-	" 4.5 mm \times 2000 mm	1	
	両頭グラインダ	といし車径 205 mm	2	
	卓上ボール盤	穴あけ能力 13 mm	1	
	ポータブル電気グラインダ	といし車径 125 mm	2	
	ポータブル電気ドリル	穴あけ能力 13 mm	1	
	ジスクサンダ	ジスク径 150 mm ϕ	1	
	ノンガスアーク溶接機	ワイヤ径 1.7~2.8 mm ϕ	1	
	ポータブルアーク溶接機	130 A	1	
ハンドレバーシャ-	6 mm	2		
エアーコンプレッサ	3.7 kW	1		
水圧ポンプ	手動式 500 Kg/cm ²	1		

	ポータブル電気ポリッシャ	125 mm	1
	金切り弓のこ盤	切断能力 225 mm ϕ	1
	ペペラ	2 HP	1
	溶接継ぎ手曲げ試験機	手動式 20 Tons	1
	磁気探傷機	5.5 A	1
	金属顕微鏡	100~600倍	1
	金属資料研磨盤	0.2 kW	1
	工具・計測器等		
電気工科の技能工 訓練課程及び技術 工訓練課程	実習用高圧配電盤	MG盤	1
	実習用低圧配電盤	AC盤	1
	試験用変圧器	1~20 KVA 3 ϕ 3KVA 1 ϕ 3KVA	2
	誘導電圧変調器	1 ϕ 5 KVA 3 ϕ 5KVA	2
	整流器	シリコン	2
	コーラッシュブリッジ	0.01~50 K Ω	2
	卓上ボール盤	穴あけ能力 13 mm ϕ	2
	両頭グラインダ	といし車径 205 mm ϕ	1
	ポータブル電気ドリル	金属及びコンクリート加工用	4
	絶縁試験設備	30 KVA (油試験可能)	1
	ホイートストンブリッジ	せん形0~1,111,000 Ω	2
	ダブルブリッジ	0.0001~11 Ω	2
	テスター		15
	積算電力計	1 ϕ 2 W 3 ϕ 3 W 3 W 4 W	4
	標準電圧計	0.5 Class DC \times 2 AC \times 3	5
	標準電流計	" "	5
	標準電力計	" 1 ϕ \times 2 3 ϕ \times 3	5
	照度計	ハンディ型	2
	油圧管曲げ機	手動式 曲げ可能径 30 mm ϕ	1
	管ねじ切り機	ねじ切り最大径 25 mm ϕ	2
巻線機	電動式 電動機用 \times 1 変圧器用 \times 1	2	
電動機	1 ϕ 0.2~0.4 kW \times 2 3 ϕ 0.75~5.6 kW \times 2	4	

	変圧器	1φ 1~5KVA×2 3φ 3~5KVA×2	4
	発電機	AC 3φ×1 DC 直巻×1 DC 複巻×1	3
	乾燥機	1φ 200V 5kW 0~200℃	1
	電気動力計	10HP	1
	普通旋盤	センター間距離 550mm	1
	ハンドレバシャー	切断長さ 500mm	1
	電位差計	40~60V	2
	安定電源	3φ 0~20A 1φ 0~60A	1
	絶縁抵抗器	1000V型×1 500V型×1	2
	オシロスコープ		1
	回転計	携帯用 0~20,000V _{pm} ×1 200~20,000V _{pm} ×2	3
	接地抵抗計		1
	摺動抵抗計		3.0
	力率計		2
	周波数計		1
	起動抵抗器		2
	実習用配電盤	低圧・高圧兼用キット	1
	接地抵抗計		2
	同期電動機		1
	工具・計測器等		
電子工科の技能工 訓練課程及び技術 工訓練課程	電子管回路実験装置	パネル展開式	1
	パルス回路実験装置	パネル展開式	1
	トランジスタ回路実験装置	パネル展開式	1
	電子計算機要素実験装置	デジタル式	1
	自動制御実験装置	温度、圧力、水面、流量等 の制御	1
	半導体応用実験装置	パネル展開式	1
	自動電圧調整器	トランジスタ型 0~30V2A×10 0~300V2mA×6	1.6
	パターン発振器	カラーバー及びドットバー	5
	スイープ発振器	TV、FM用	5
	発振器	試験用、く形波用 マーカ又はパルス	1.0

信号発振器	標準信号, 超短波標準信号 FM及びAM	10
エリミネータ	可変電圧安定化	20
シンクロスコープ	DC~10MHZ	3
オシロスコープ	DC~500KHZ	15
テストオシレータ	160KHZ~30MHZ	3
万能周波数計	デジタル10KHZ~100MHZ	1
電位差計形抵抗器	1~10K Ω	2
減衰器	抵抗形	3
増巾器	トランジスタ30~10KHZ	3
可変高域3波器		1
可変低域3波器		1
コーラッシュブリッジ	0.01~50K Ω	6
ホイートストンブリッジ	0~11.111.000 Ω	6
交流ブリッジ	L, C, R形	2
ダブルブリッジ	0.0001~11 Ω	4
トランジスタ試験器	トランジスタ定数計測用	2
真空管試験器	Gm150~16.000r Ω	1
真空管電圧計	30HZ~200MHZ	5
レベル計	50HZ~15MHZ	1
Qメータ	50KHZ~50MHZ	1
Cメータ	0.2V	1
テープレコーダ	4トラック	1
ハンドレバーシャー	切断長さ 500mm	1
卓上ボール盤	穴あけ能力 13mm	1
両頭グラインダ	といし車径 205mm	1
ポータブル電気ドリル	穴あけ能力 10mm	5
ユニバーサルテスタ		30
グリッドデップメータ	400KHZ~250MHZ	2
歪率計		1
カラーTVセット	16" トランジスタ& IC	1

	F E T チェッカー		1	
	ステレオアンプ	4チャンネル	1	
	摺動抵抗器		4	
	デジタル電流計		3	
	電流電圧計	DC用	13	
	変流器		3	
	自記記録計		1	
	ブループ		50	
	ワイヤーストリッパー		15	
	表面温度計	はんだごて用	1	
	高圧用電圧計	DC 30KV	2	
	工具・計測器等			
共	電子複写機	B4	1	
通	オーバーヘッドプロジェクタ	170×170mm	6	
	T P 製作器	オーバーヘッド用	6	
	16mm 映写機	焦点距離 50mm	1	
	8mm 撮影機	カセット方式	1	
	8mm 映写機		1	
	スライド映写機	焦点距離 230mm	2	
	カメラ	35mm スライド製作用	2	
	ビデオテープレコーダ装置	ビデオテープレコーダ、カメラ モニターテレビ等	1	
	映写スクリーン	デーライト形	6	
	テープレコーダ	オープン、カセット兼用	1	
	フィルム・図書等			

3-4 建物及び敷地

(1) 建物

本職業訓練院の主要な建物及びその所要面積について、大韓民国側より第一次案の提示があったため、その提示案をもとに討議を行った。

なお、細部については、大韓民国側内資の確保、土地取得等の後に建築図面の送付方を約し検討することとした。またレイアウトについても、その基本的留意事項の検討に止め、上述と同様とした。

建 物 別		総事業量	1974年度	1975年度	1976年度
建 築 工 事	購 議 棟	5,551 m^2		5,551 m^2	
	作 業 棟	6,693 m^2	(溶接・電気) 3,416 m^2	(機械・電子) 3,277 m^2	
	危険物貯蔵倉庫	70 m^2	70 m^2		
	中央材料工具室及び車庫	480 m^2		480 m^2	
	鍛 造 室	33 m^2		33 m^2	
	室内体育館	540 m^2			540 m^2
	寄 宿 舎	1,584 m^2			1,584 m^2
	専 門 家 宿 舎	740 m^2		740 m^2	
	合 計	15,691 m^2	3,486 m^2	10,081 m^2	2,124 m^2
土 木 工 事	整 地 工 事	5,280 m^2	5,280 m^2		
	合 計	5,280 m^2	5,280 m^2		

1. 講 議 棟			5,551 m^2
	1. 事 務 室		244 m^2
	a) 院 長 室	1名×20 m^2	(20 m^2)
	b) 院長附屬室	10 m^2	(10 m^2)
	c) 首席顧問室	1名×15 m^2	(15 m^2)
	d) 教士部長室	1名×15 m^2	(15 m^2)
	e) 専門家室	10名×6.6 m^2	(66 m^2)
	f) 庶務課, 訓練科	18名×6.6 m^2	(118 m^2)
	2. 会 議 室	31名×3.3 m^2	102 m^2
	3. 教士室(理論)		198 m^2
	a) 技能工教士室	10名×6.6 m^2	(66 m^2)
	b) 技術工教士室	10名×6.6 m^2	(66 m^2)
	c) 教士理論室	20名×3.3 m^2	(66 m^2)
	4. 教 室		450 m^2
		90名用×2室	270 m^2
		1.5 m^2 ×90×2室	
		60名用×2室	180 m^2
		1.5 m^2 ×60×2室	
	5. 講 堂	601名×1 m^2	601 m^2
	6. 祝聴覚及び放送室		270 m^2
	7. 製 図 室		840 m^2
	a) 技能工用	90名×4 m^2 ×1室	(360 m^2)
	b) 技術工用	60名×4 m^2 ×2室	(480 m^2)

	8. 実験室 a) 化学実験室 (30名) b) 物理実験室 (60名) c) 計測器実験室 (60名) d) 基礎電気実験室 (60名)	実験室 50㎡ 準備室 10㎡ 実験室 60㎡ 準備室 10㎡ 実験室 50㎡ 準備室 10㎡ 実験室 90㎡ 準備室 10㎡	290㎡ (60㎡) (70㎡) (60㎡) (100㎡)
	9. シャワー室及び更衣室	480名 × $\frac{1}{3}$ × 1.5㎡	240㎡
	10. ボイラ室及び電気室		370㎡
	11. 食堂及び調理室	575名 × 1㎡	575㎡
	12. 医務室		30㎡
	13. 図書室		50㎡
	14. 展示室		30㎡
	15. 共用面積	<ホール、階段、ローカ 便所等> 30%	1,281㎡
2. 作業棟			6,693㎡
	1. 溶接工科	a) ガス溶接及び電気溶接 実習場 b) 溶接測定室	2,050㎡ (1,800㎡) (50㎡)

		c) 工具室及び材料室 d) 作業指導室	(1 0 0 m ²) (1 0 0 m ²)
	2. 電気工科	a) 電気実習場 b) 工具室及び材料室 c) 作業指導室	9 2 0 m ² (7 2 0 m ²) (1 0 0 m ²) (1 0 0 m ²)
	3. 電子工科	a) 電子実習室 b) 電子測定室 c) 工具室及び材料室 d) 作業指導室	5 0 0 m ² (3 0 0 m ²) (1 0 0 m ²) (5 0 m ²) (5 0 m ²)
	4. 旋盤工科及び機械工科	a) 機械実習場 b) 工具室及び材料室 c) 作業指導室	1, 3 7 0 m ² (1, 1 7 0 m ²) (1 0 0 m ²) (1 0 0 m ²)
	5. 仕上げ工科及び 機械組立て工科	a) 仕上げ及び機械組立 て実習室 b) 精密測定室 c) 工具室及び材料室 d) 作業指導室	9 8 0 m ² (7 8 0 m ²) (5 0 m ²) (1 0 0 m ²) (5 0 m ²)
	6. 共有面積	< ホール、階段、ロカ 便所等 > 1 5 %	8 7 3 m ²
3. 寄 宿 舎			1, 5 8 4 m ²

4. 専門家宿舎			740㎡
	首席顧問用	1名×165㎡	(165㎡)
	専門家用	5名×115㎡	(575㎡)
5. 危険物貯蔵倉庫			70㎡
6. 室内体育館			540㎡
7. 中央材料工具室及倉庫			480㎡
8. 鍛造室			33㎡

(2) 敷地

韓国労働庁より忠清南道当局に対し、あらかじめ次の選定基準を示して候補地の選定を依頼し、事前調査団に対して、A候補地（大徳郡研究学園団地内）、B候補地（大徳郡儒城面新興里）、C候補地（大徳郡懷徳面邑内里）、D候補地（大徳郡懷徳面中里）、E候補地（大田市大和洞）の提示があつたが、職業訓練センターの設置予定地としては、いずれも一長一短があり、満足できる場所はなく、事前調査団としては一応D候補地を選定したが、最終的な結論は出さず、実施調査団が派遣されるまでにD候補地以上の敷地を選定するよう労働庁及び忠清南道当局に要請しておいたところである。

選定基準

- ① 位置 大田工業団地内、大徳郡研究学園団地内又は同隣接地であること。
- ② 面積 15,000坪以上であること。
- ③ 地質 庄盤層であること
- ④ 地形 傾斜度10度以内でかつ正方形であること。
- ⑤ 上水道 施設の設置が可能であること。

- ⑥ 電 気 産業用電力11,000Vの施設が可能であること。
- ⑦ 交 通 通勤に便利であること。
- ⑧ 価 格 坪当たり単価10,000ウォン以下であること。

実施調査団に対しては、事前調査団に提示があったA候補地、B候補地、C候補地、D候補地、E候補地の他に新たな候補地（以下F候補地という）の提示があった。

調査団としては、このF候補地を視察するとともに、A・B・C・D・E候補地を含め、労働庁及び忠清南道当局と討議を行った結果、F候補地を最終予定地とすることとした。

なお、F候補地の概要は次のとおりである。

- ① 位 置 大田市佳陽洞（鉄道大田駅北東約3km）
- ② 面 積 16,000坪
- ③ 地 質 丘 盤 層
- ④ 地 形 傾斜度10～15度 ほぼ正方形
- ⑤ 下下水道 施設の設置が可能である。
- ⑥ 電 気 施設の設置が可能である。
- ⑦ 交 通 至便（バス折返し点前）
- ⑧ 進 入 路 約50m 新設必要
- ⑨ 障 害 物 機材搬入に当たりの障害はない。
- ⑩ 舗 装 鉄道大田駅及び高速道路インタチェンジよりの径路において、候補地の前約150mのみ未舗装である。ただし、建設地として確定すれば直ちに舗装を行う計画である。
- ⑪ 所 有 者 現在私有地であるが、忠清南道が買収を行ない、国に対し無償供与するものである。

3-5 日本人専門家

訓練院に派遣する日本人専門家は、主席専門家、機械担当専門家、機械組立て担当専門家、電気担当専門家、電子担当専門家、溶接担当専門家を各1名及び機材の据付け専門家とする。機材の据付け専門家の人数及び調整員の要否については、将来の問題として残るので討議議事録の表現は「少くとも6名の日本人専門家」とする。

日本人専門家の派遣時期は、主席専門家は訓練院の開所前とし、各科の専門家は担当する訓練科の訓練開始前とする。主席専門家のカウンターパートは、訓練院長であつて、訓練院の運営に関する全般的な助言と協力について責任をもつ。即ち、日本国が供与した機材の据付け、操作、

保守及び訓練カリキュラムの作成、運営に関して助言と協力をを行う。各科担当の専門家のカウンターパートは訓練院の訓練部長であつて、担当科に関する訓練カリキュラムの作成、運営、担当教士の指導、供与機材の据付け、操作及び保守並びに主席専門家に指示された事項について助言と協力をを行う。

専門家の住宅は大韓民国側で提供する。大田市の訓練院予定地付近に十分な広さと設備を有するアパートを確保できる場合は、治安の面からもアパートとする。適当なアパートを確保できない場合は、訓練院の敷地内に独立家屋を建築する。家具付住宅を日本国側は強く申し込んだが、家具・暖房費・光熱費等は専門家負担とする。なお、専門家の子弟教育の事情で家族をソウル市に居住させて、本人は大田市に居住する場合も予想されるが、その場合は大韓民国側でソウル市における住宅を負担する等その運用に当っては、弾力性をもたせる。これは大田市内に日本人学校がないために、ソウル市の日本人学校に子弟を入校させることを専門家が希望することが予想されるためである。日本人専門家及びその家族に対する医療の無料サービスは、大韓民国において医療保険制度が確立されていないために、大韓民国側として無料サービスの実施のために今後なお努力はするが実現は難しい。しかしながら本件については、日本国の対韓農業援助に関して前例があるためにその実施を強く要望した。

専門家の所得税及び海外から送付される生活手当金に課されるすべての科徴金を免除するとともに、自動車1台を含む個人的必需品、家財道具等、薬品類、食糧、飲料その他生活必需品等の輸出税及び輸入税等の税を免除する。なお、現地において使用する自動車用ガソリン税は免除とし、専門家の業務遂行のために補佐官1名、運転手付公用車（日本人専門家専用）1台、タイピスト1名を大韓民国側の負担において提供することとなつた。いずれの場合においても日本人専門家は大韓民国に在住する技術協力のための国連及び第三国専門家より不利となる待遇は受けない。

3-6 カウンターパート

訓練院長及び訓練部長は行政官であり、各訓練科は30人を1単位として、それぞれ理論教士1名及び実技教士2名を配置する。従つて技能工課程は理論教士10名、実技教士20名となり、技術工課程は理論教士6名、実技教士12名となる。教士の資格は中央訓練院の教士課程を終了した者又はこれと同等の能力を有すると認められるものとする。

カウンターパート教士の日本国における研修は、30名を1単位とした3名の教士のうち少くとも1名は3ヶ月間課程の研修を受けることとする。この研修は各担当訓練科が開設されるまでに終了するために、教士の発令は各訓練科開設の6ヶ月以上前とする。なお、大韓民国側はこれらの研修を修了した教士が、本訓練院において就業するための必要な措置をとるものとする。

3-7 訓練院建設運営の日程計画

(1) 建物の建設計画

建物及び日本国から供与する機材を除く訓練に必要な設備等は大韓民国政府が建設整備することとなるが、このうち建物の建設計画案は日本国からの機材の供与計画にあわせて次のとおり予定することとした。

敷地整備工事（1974年10月完成）

第1次建物建設工事（1974年11月～1975年3月）

溶接工科及び電気工科の実習場、危険物貯蔵庫、守衛室、フェンス

第2次建物建設工事（1975年4月～1975年11月）

機械関係工科及び電子工科の実習場、教室（本館）、鍛造室、集中工具室、
 訪問官宿舎

第3次建物建設工事（1976年度中）

室内体育館、寄宿舍

(2) 供与機材の調達搬送計画

日本国から供与する機材は、原則として1974年から3年計画で調達し、職業訓練院に搬送することとし、概ね次の計画で行う予定とする。

1974年度供与分（溶接工科、電気工科の供与機材）

1975年度供与分（旋盤工科、仕上げ工科、機械工科、機械組立工科の供与機材及び視
 聴覚機材）

1976年度供与分（※電子工科の供与機材）

※使用電圧 単100V 三相220V

周波数 50HZ

供与機材は、据付け及び試運転等の問題があるので各訓練職種の前訓練開始前に現地に到着するよう配慮する。

機材の搬送は、海送で釜山港に陸揚げした後、陸送で訓練院に輸送する。この場合釜山港に陸揚げ後の運送及び管理は大韓民国が全責任をもつ。

(3) 訓練の開始

技能工課程	技術工課程	訓練開始予定時期
溶接工科	溶接工科	} 1975年5～8月
電気工科	電気工科	

旋盤工科	機械工科	} 1976年2～3月
仕上工科	機械組立工科	
電子工科	電子工科	1977年2～3月

(4) 日本人専門家の派遣

日本人専門家は、現地の社会環境に適応する余猶をあたえるとともに、訓練実施に必要な準備をするため、少なくとも訓練開始前2～3ヶ月には派遣するようにする。

即ち、第1陣として主席顧問および溶接、電気 of 専門家各1名を1975年2月(訓練開始を5月とした場合)に派遣、第2陣として機械仕上げ専門家各1名を1976年1月(訓練開始を1976年3月とした場合)に派遣、第3陣として電子専門家を1977年1月(訓練開始を1976年3月とした場合)に派遣する予定とする。

4. 大田市及び周辺地域の概要

大田職業訓練院の設置に伴い、大田市に日本人専門家が派遣されることになるが、派遣される専門家が十分にその専門的知識並びに技能を発揮するためには、同地における生活環境を的確に把握し、それに対処する事が重要である。今回調査には時間的制約等があり、十分な調査及び資料入手は出来なかつたが、同地における医療、教育、物価等について事情調査を行った。

4-1 大田市概要

大田市はソウルより南へ約150km、釜山より北へ約250kmの地点に位置し、忠清南道々庁の所在地であり、国鉄京釜線と湖南線、京釜・湖南の両ハイウェイを結ぶ交通の要所となっている。

大田市の人口は約40万人。市の北部には研究学園都市(建設期間74年～81年、面積810万坪、人口50,000人)の建設計画がある。

また、忠清南道に臨界工業団地が1ヶ所、内陸工業団地が2ヶ所あり、その内の1ヶ所は大田市内にあり、外国企業の進出等により大田市は産業経済の面からも発展するものと思われる。訓練院設立予定地は、大田市街地(大田駅)より北東へ約2kmに位置し、地理的に非常に恵まれている。

大田市を含む周辺地域（忠清南道）の産業別人口は下表のとおりである。

計	第1次産業	第2次産業	第3次産業	就業率
1,035	693	128	214	98%
	67%	12.4%	20.6%	

また、第2次産業の企業体の現状は下表のとおりである。

部門別 区分	計		大企業	中小企業	零細企業
	業体数	従業員			
計	1,515	61,087	26	869	620
繊維	350	25,575	12	215	123
機械	215	12,417	3	176	36
化学	162	10,639	4	140	18
その他	788	12,456	7	338	443

4-2 大田市生活事情

1) 医療

大田市の主な病院は次のとおりである。

病院名	住所
忠清南道立医療院	市内大興3洞22
大田聖母病院	市内大興洞289
大田赤十字病院	市内龍頭洞10
その他個人医院	118医院

2) 教育

大田市の学校は次のとおりである。

学 校 名	住 所
1. 国民学校	
三省国民学校	三省洞 394
新興 "	新興洞 190
大興 "	大興洞 377
東光 "	柴陽洞 81
西大田 "	龍頭洞 63
元洞 "	天洞 85
宣化 "	宣化洞 1
柴陽 "	柴陽洞 222
城南 "	城南洞 193-5
泉洞 "	泉洞 217
文昌 "	美沙洞 139-1
文化 "	文化洞 650
牧洞 "	牧洞 26
中央 "	宣化洞 543
陽 "	佳陽洞 543
柳川 "	桃馬洞 31
白雲 "	槐亭洞 136
葛馬 "	葛馬洞 114-28
悟井 "	悟井洞 230
大新 "	大寺洞 233
板岩 "	板岩洞 337
石橋 "	石橋洞 105
大洞 "	大洞 63
玄岩 "	城南洞 453-9
宝雲 "	美沙洞 270
太平 "	太平洞
化貞 "	悟井洞 624
山城 "	沙亭洞 432

(私立)	
聖母国民学校	大興洞 520
三育 "	宣化洞 339-56
2. 中学校	
(公立)	
大田中学校	大興洞 344
ハンパ中学校	三省洞 371
忠南中学校	新興洞 168
大田女子中学校	大興洞 418
ハンパ女子中学校	大洞 28
中南女子中学校	牧洞 126
(私立)	
保文中学校	三省洞 394
東 "	新安洞 293
中央 "	宣化洞 188
天聖 "	牧洞 96
西 "	龍頭洞 199
中都 "	三省洞 114
東山 "	文化洞 361
三光 "	悟井洞 142
三育 "	桃馬洞 30
東明 "	石橋洞 212
大新 "	ブクス洞山 2
北 "	桃馬洞 314
ホストン女子中学校	龍頭洞 52
中央女子中学校	宣化洞 123
大聖女子中学校	蘇提洞 309
青蘭女子 "	芙蓉洞 349
聖母女子 "	大興洞 520

3. 高等学校	
(公立)	
忠南工業高等学校	文化洞 397
大田 ”	大興洞 344
忠南 ”	桃馬洞 64
大田女子 ”	大洞 16
忠南女子 ”	牧洞 126
(私立)	
大田商業 ”	柴陽洞 186
忠南商業 ”	宣化洞 188
中部 ”	三省洞 104
保文 ”	三省洞 394
大聖 ”	牧洞 96
大田女子商業高等学校	宣化洞 123
大聖女子実業 ”	蘇提洞 309
ホストン女子 ”	龍頭洞 52
青南女子 ”	美沙洞 439
大田聖母女子 ”	大興洞 520

3) 物 価

ガスレンジ 2レンジ	1 台	30,000	ビスケット	1パック	90
” 3 ”	”	40,000	コココーラ 190ml	1ダース	840
電気釜	”	11,600	カルピス	1 本	420
洗濯機	”	84,800	インスタントコーヒー	150g	1,400
冷蔵庫 120ℓ	”	153,100	ティーパック	45包	230
テレビ 白黒19インチ	”	113,700	インスタントジュース	50g	350
電 球	1 個	30	砂 糖	3kg	950
蛍光灯	1 本	120	ハ ム	900g	1,400
電池 単1	”	30	ベーコン	1,000g	1,400
” 単3	”	90	バター	300g	104
籐 イ ス	1 個	15,000	ウ ニ	1 ピン	1,150
食品入れ 4段	1 台	16,000	ラード	2kg	1,000
イ ス	1 個	1,500	米	1kg	144
米入れ(ステンレス製)	1 個	1,500	麦	1kg	85
ティースプーン	6本入	250	パ ン	1斤	350
フォーク 小	1 本	170	スパゲティー	1 袋	350
食器セット	2人用	5,400	卵	1 個	22
ガラスコップ	1セット	1,200	しょうゆ 1.8ℓ	1ピン	170
ティカップ	6 個	2,500	み そ	100g	84
ポット 1.8ℓ	1 個	4,450	トマト	3.75kg	400
” 小	”	1,200	バナナ	”	2,750
フライパン 40cmφ	”	900	セロリ	”	70
洗面器	”	1,700	キャベツ	”	100
ティポット	”	2,150	長ネギ	”	130
石油ストーブ	1 台	25,000	じゃがいも	”	330
コーヒーセット	1セット	5,500	玉ネギ	”	130
ティセット	”	3,750~ 6,900	りんご	18kg	4,200
ジャー 5.4ℓ	1 個	7,050	にんじん	1 本	50

きゆうり	1 本	10
レタス	1 玉	100
酒(正宗)	1 本	1,800
法 酒	"	1,300
ウイスキ(ジョニウオッカ黒)	"	15,000
" (" 赤)	"	9,000
ビ ー ル	2ダース	5,400
タ バ コ	20本入1箱	100~ 150
背 広 上下 つるし	1 着	7,000~ 13,000
ズ ボ ン	1 本	3,500
ブルージーン	1 本	3,500
ワイシャツ	1 枚	2,000
く つ 下	1 足	250~ 500
スポーツシャツ	1 枚	1,400~ 2,000
く つ	1 足	1,200~ 5,000
ま くら	1 個	700~ 1,200
ベッドカバー	1 枚	7,000~ 10,000
毛 布	1 枚	8,000~ 9,000
トイレットペーパー	1 ロール	55~60
クリネックス 大	1 箱	220
" 小	"	110
シャンプ-	1 本	200
ガソリン	1 ℓ	215~ 500

